

第29期目録委員会記録 No.17

第17回委員会

日時：2004年10月23日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，白石，原井，平田，古川，増井，茂出木
<事務局>磯部

[配付資料]

- 1．第3章書写資料（12ページ-A4，事務局）
- 2．2.4.3 出版年にかかわる改訂案（4ページ-A4，増井委員）
- 3．和古書・漢籍の刊・印の扱いについて（1ページ-A4，増井委員）
- 4．書誌の巻数に関する疑問（1ページ-A4，古川委員）
- 5．第13章継続資料（43ページ-A4，事務局）
- 6．第13章改訂に関するご意見への回答（案）（8ページ-A4，原井委員）
- 7．「日本目録規則（NCR）第13章改訂案」に関する意見への回答（案）（3ページ-A4，原井委員）
- 8．第13章修正について（公開案以降）（6ページ-A4，原井委員）
- 9．第13章修正について（別紙1～4）（6ページ-A4，原井委員）
- 10．第13章保留事項（2ページ-A4，原井委員）
- 11．「日本目録規則（NCR）第13章改訂案」について（整理技術研究グループ）（7ページ-A4，事務局）
- 12．『日本目録規則1987版改訂2版』第13章の改訂案についての意見（埼玉大学図書館伴徹氏）（4ページ-A4，事務局）
- 13．第29期第16回目録委員会記録（3ページ-A4，事務局）

[検討事項]

- 1．第13章公開案に対する意見への回答について
原井委員から説明があり、以下の討議が行われた。
 - 1) 定義（用語解説）について
 - ・ AACR2等に合わせて、全体的に「同一の本タイトルのもとに，」の文言は削除した。
 - ・ 寄せられた意見の中で、「本タイトル」は「タイトル」とすべきではないかという意見があった。
 - ・ 継続資料の特性には、やはり、ある範囲でのタイトルの同一性ということはあるのではないか。
 - ・ 逐次刊行物では「巻次・年月次を追って」の表現で、軽微なタイトル変化を含めたある範囲内でのタイトルの継続性を暗に表しているとも言えるが、改題しても、巻号を引き継ぐことはよくある。
 - ・ 逐次刊行物の用語解説は、「同一の本タイトルのもとに，」を「同一のタイトルのもとに，」に訂正する。

- ・ ここで言うタイトルは書誌的事項としてのタイトルではなく、抽象としてのタイトルである。
- ・ 逐次刊行物の「個々の部分（巻号）」は、「個々の部分（一般に巻号を有する）」としてどうか。
- ・ 「個々の部分」は、AACR2の”discrete parts”にあたるが、巻号ではなく抽象的表現としたい。現・用語解説中にある「個々の資料」ではどうか。
- ・ 「同一のタイトルのもとに，」を加えるのであれば、「個々の部分」は不要ではないか。削除した方がわかりやすい文章になるのではないか。
- ・ 「個々の部分（巻号）」については、追加変更はせず、原案のままとする。
- ・ 更新資料に関しては、AACR2での英文表現との違いはあるが、NCRでの用語解説は原案のままとしたい。
- ・ 用語解説はこのままとしても、逐次刊行物、更新資料の各々の“まとめり”という概念と実体を委員内で共通理解としておくことが重要ではないか。
- ・ 逐次刊行物の例示の最後に、電子ジャーナルを追加する。

2) 修正点について

初号・終号

- ・ 初号・終号は、「用語解説」ではなく、序説中の「用語について」がふさわしいのではないか。
- ・ 初号・終号は、それぞれの記述箇所の意味合いが異なるので、一律に説明を加えるのが難しい。
- ・ 13.3.2.4 順序表示方式の変化に関しては、初号・終号という用語を使わず、「最初の号」「最後の号」という表現にしてはどうか。
- ・ 初号・終号は、用語解説には追加しないが、順序表示の事項内でいちばん問題となるので、最初に説明をつけて、後ろの部分では説明は省略する。「最初の号」「最後の号」などと言い換えることで、初号・終号の用語を多義的に使用しない。

情報源の優先順位

- ・ 13.1.1.1D で本タイトル採用の情報源の優先順序で表紙を優先させているが、印刷形態の継続資料全体が表紙優先で良いのか再検討したい。
- ・ 第2章のように本タイトル採用の情報源の優先順位をはっきりさせない書き方とするか。
- ・ 目録の現場、特に総合目録作成では、はっきり優先順位が決まっていないと作業に支障をきたすのではないか。
- ・ この問題は、12月検討会で、問いかけてみてはどうか。

個人编者

- ・ 逐次刊行物の個人编者は、頻繁に交代し形式的な場合が多いので、本文は原案通り注記することを原則にし、標目として採るかどうかを、第 部での問題として、カタログの判断に任せてはどうか。

その他

- ・ 13.0 第3段落の適用範囲については、13.4.3.2の加除式資料のように逐次刊行物と更新資料以外のものもあるので、原案どおりの表現でよいのではないか。
- ・ 「変更」の用語は、序説の「用語について」（p.10-11）に書かれているので、用語

解説には入れないほうがいいのではないか。

- ・ 13.7.3.2B及び13.7.3.2B別法は、本文中は「タイトル変遷」のままとし、例示の説明文のみ「変遷」を「変化」と訂正する。
 - ・ その他の変更案については、各委員で確認の上、意見があれば原井委員に連絡することとなった。
- 3) 回答方式について
- ・ 大きな見解の相違、つまり逐次刊行物と更新資料を同一の章で扱うかどうかという部分について、委員会としては、これまでも国際的動向に沿って検討してきたということで変更はない。事前の回答案の中には書かず、12月の検討会の席上で改めて説明することかどうか。
 - ・ 12月の検討会では改訂版と定義の変更など必要な部分の説明を資料として配布する。
 - ・ 検討会で配布する説明資料は、Web上にも掲載する。

2. 和古書・漢籍について

1) 刊行年について

増井委員から前回委員会からの調査内容の説明があり、討議が行われた。

- ・ 研究者の中でも「刊行年」を近代書の出版年と同義とみなしている考えがあるようなので、[刊]はつけないことを提案したい。
- ・ 習慣として写本との違いを示すために、[刊]をつけてきたのではないか。別法に[刊]をつけることを残すべきではないか。
- ・ 和古書の世界では、[刊]をつけるのが標準で、つけないのが特別な方式ではないか。
- ・ 明治以降の資料の「出版年」と和古書の「刊行年」が同義であり、[刊]を付す必要がないならば、2.4.3.1C(古)の条項自体が不要になるのではないか。
- ・ 和古書・漢籍の「刊行年」と明治以降の資料の「出版年」との違いが明確にできないのであれば、[刊]をつけないことを本則とすべきではないか。
- ・ 結論として、本則はそのままとして、別法として、[刊]をつけない方式をあげることとなった。

2) 書誌的巻数について

古川委員より資料4について説明があり、討議が行われた。

- ・ 書誌的巻数をISBDの枠組みの側から再度位置づけを定義する必要があるのではないか。また存巻は所蔵事項であり、書誌的事項の完了後に記録しなければならないのではないか。
- ・ 今回の改訂で記述対象を個別資料としたので、所蔵事項も厳密に分けずに、原案のように書誌的事項中に記録しても良いのではないか。
- ・ 書誌的巻数には、利用者にその館の所蔵状態を早く知らせる、との意図がある。

次回以降の委員会の予定

11月20日(土)

12月25日(土)

以上